

タイの分権化政策における自治体への学校の移譲

—政策の縮小化と学校改善への影響—

Transfer of Schools to Local Administrative Organizations under the Decentralization Policy in Thailand

—Diminished Effect of the Policy and Influence on School Improvement—

星井 直子

HOSHII Naoko

The transfer of primary and secondary schools under the jurisdiction of the Ministry of Education to local administrative organizations is part of the devolution policy under the 1999 Decentralization Act in Thailand. However, the transfer of schools has been only partially implemented since 2006 because of disagreements between stakeholders, which have resulted in several modifications to the policy.

This paper aims to consider the factors promoting and inhibiting progress of the policy of school transfer by describing the dynamism of the policy process and analyzing the policy environment and the views of stakeholders. First, it analyzes how the policy of school transfer has been translated by stakeholders and why the policy has gradually diminished its effects in the process of policy formulation and implementation. Second, with a focus on the transferred schools, it examines their motives for the transfer and the influence on school improvement at the initial stage. Furthermore, it aims to consider the meaning and problems of educational decentralization in Thailand, which is characterized by the parallel implementation of deconcentration and devolution under the dual system of local administration and local autonomy. The influence on the schools that were not transferred is included in this analysis.

Despite the fact that the insufficient readiness of local administrative organizations was the main issue of the debate on the school transfer, the transferred schools have enjoyed improved financial support and allocation of teachers. However, the schools have not yet seen an upgrade of technical support, a distinctive feature of education that is provided, and improvement in their autonomy. In addition, the school administration that was divided over local administration and local autonomy has resulted in an imbalance in financial support between schools. In the case of the educational administration in Thailand, devolution, which tends to be considered as a more decentralized system than deconcentration, has not realized an effective and efficient educational system as expected.

1. はじめに

本稿は、タイの分権化政策における自治体への学校の移譲に関し、政策過程の動態を記述し、政

策環境やアクターの意向を分析することによって、政策の進展を左右する要因、及びタイにおける教育行政分権化の意義と課題について考察することを目的としている。

Rondinelli と Cheema は、分権化は技術的な過程ではなく、動的的で予測不可能な政治的相互作用の過程であると述べている。そして、実施に影響を与える 4 つの要因の 1 つとして「環境条件」を挙げ、政策の背景にある社会的、経済的、政治的条件は政策実施における制約や見込みを理解する上で重要で、政策立案・実施に関わる集団の社会・文化的特徴は、政策の実施に大きな役割を果たすと述べている [Rondinelli and Cheema 1983:26-31]。また、教育分野に関し Fiske は、政治主導者や政策決定者、省庁の職員、教師、教師組合、大学、両親、地域社会、生徒の関心を考慮に入れて分権化計画を分析するべきで、それらの関係者によって学校制度の政治的意味は異なると述べている [Fiske 1996 : 5-11]。つまり、教育行政分権化の政策環境としては、関与するアクターが中央・地方の行政組織だけでなく、学校や地域社会などの下位レベルに拡がり多様化するという点の特徴であり、政策の進展を左右する要因や意義と課題について考察するには、政策内容だけでなく、政策が各アクターにどう解釈され、どのような利害関係を生み、進展していくのかを含めて、政策過程を動的的に捉える必要がある。さらに、タイにおける分権化という点では、「地方行政 (kaan pokkhrong suan phumipaak)」と「地方自治 (kaan pokkhrong suan thoongthin)」が同じ地理的空間に併存するという構造的特徴が政策環境として重要である。その特徴から、タイの分権化は、「中央行政」から「地方行政」へ業務が移ること（中央省庁の業務が省庁の地方出先機関に移ること）を「分散型」分権化(deconcentration)、「地方行政」から「地方自治」へ業務が移ること（省庁や省庁の地方出先機関の業務が自治体¹⁾に

移ること）を「移譲型」分権化 (devolution) と定義することができる。

1997 年憲法以降、タイの自治体は住民直接選挙による二元代表制を実現させ、内務省の影響から相対的に自立した分離型地方自治を目指してきた。しかし、既存の地方行政ラインと地方自治ラインの関係に手をつけずに自治体の能力向上を図るだけでは限界があり、分権化の恩恵が住民に充分及んでいない現状は「合理化なき近代化」とであると指摘されている [永井 2008:117-158]。この併存構造の中で、教育分野や保健分野では、一部の業務や施設を自治体へ移譲することによって、「移譲型」分権化を限定的に進めているものの、地方行政ラインの「分散型」分権化を主軸とし、自治体代表や住民代表などの参加による委員会制を組み合わせ民意を反映させるという広義の「分権化」を進めてきた [船津 2008:179-193; 河森 2008:1-18; 桑島 2006:95-126]²⁾。

その中でも本稿で採り上げる初等・中等教育行政は、地方行政ラインと地方自治ラインの関係をめぐって改革が複雑化した分野である。地方行政ラインでは、2003 年以前、初等教育行政と中等教育行政は教育省内の別々の部局で所掌され、それぞれが別々の地方出先機関を持っていた。それが 2003 年には、「1999 年国家教育法(2002 年改定)」に基づき、教育省内に初等・中等教育行政を統合して所掌する「基礎教育委員会事務局 (samnakgaan khana kammakaan kaansuksaa khan phuunthaan)」が設置され、地方教育行政の単位として新たに区分された全国 175 (2009 年現在 185) の「地方教育区 (kheet phuunthii kaansuksaa)」³⁾に「地方教育区事務所 (samnakgaan kheet phuunthii kaansuksaa)」

が設置された。地方教育区事務所には地方教育区委員会や教職員小委員会、学校には学校委員会が置かれ、教師代表・自治体代表・住民代表や有識者などがこれらの委員会制を通じて教育行政に参加する仕組みもできている。また、2003年には学校が法人化され、2007年には教育省令とそれに基づく通達によって、教育省の関連部局から地方教育区事務所長と校長へ権限を分散する項目、及び地方教育区事務所長が地方教育区委員会の同意を必要とする項目、校長が学校委員会の同意を必要とする項目が示され、「分散型」分権化を進めている。

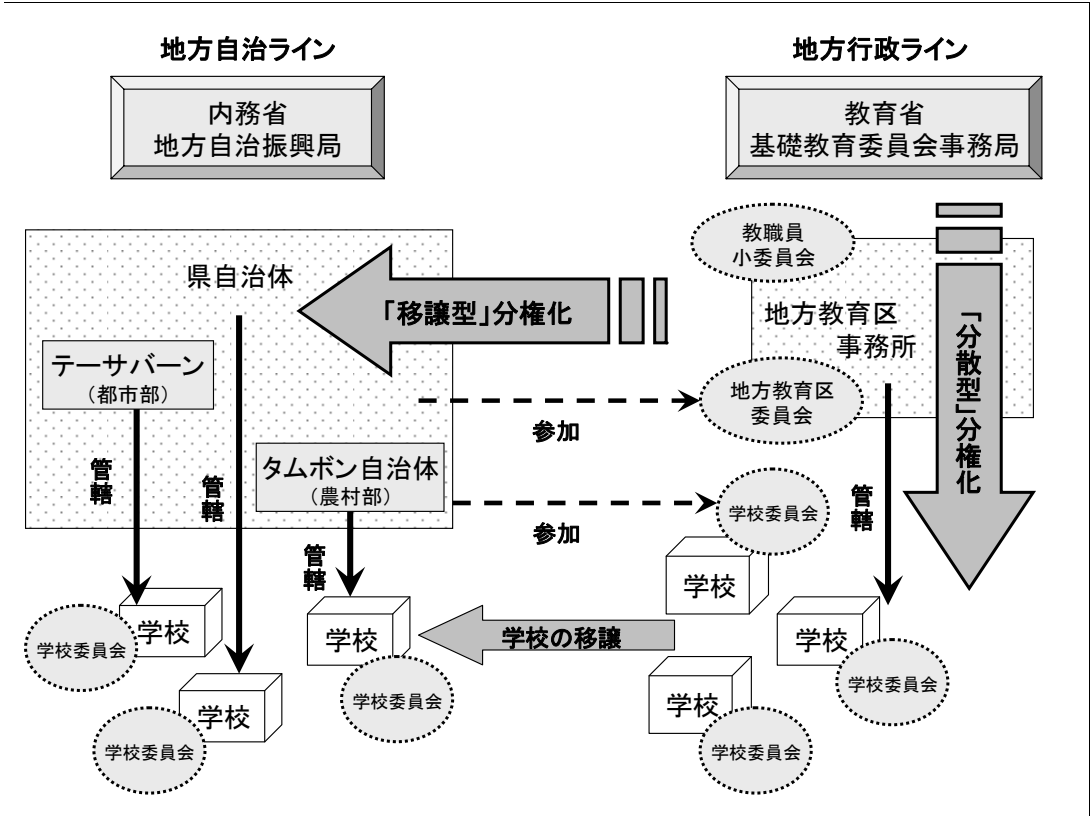
一方、地方自治ラインでは、「1999年地方分権推進法」に基づく自治体への業務の移譲が開始され、計画上「自治体を実施しなければならない業務」とされた教育省から自治体への移譲業務15業務には、就学前教育や初等・中等教育に関する業務も含まれていた。それ以前も自治度の高い都市部の自治体は初等・中等学校を管轄していたが、その数は2005年時点で955校(144のテーサバーン管轄校合計510校、パッターヤー特別市管轄校10校、バンコク都管轄校435校)で、教育省基礎教育委員会事務局管轄の初等・中等学校が約3万1,000校であることと比べると少なかった⁴⁾。ところがそれまで学校の管理運営をしていなかった県自治体やタムボン自治体を含めて自治体が学校を新設したり⁵⁾、学校の移譲を受けたりすることが可能になったのである。しかし、「自治体を実施しなければならない業務」のうち、給食や補助食(牛乳)、就学前教育の教材等に関する業務は、移譲時期が明示されたのに対し、教育の実施に関しては、「自治体の準備状況を評価する査定に自治体を通ったとき」とされ、自治体の歳入や教育に関する実績

に応じて、新設したり移譲を受けたりすることができる学校の規模やタイプが規定された。後述するように、自治体の財政的・技術的能力が不十分であると指摘される中で、査定によって公共サービスとしての一定の教育の質を保証しようとした点では、この選別機能には一定の意義がある[星井 2007:87-106]。

しかし、自治体が学校の移譲を受けることを希望し査定に通ったとしても、学校や教師が移譲に応じるかは学校や教師の任意となったことによって、実施過程においても自治体への学校の移譲の実効性は縮小していったのである。移譲は段階的に実施され、結果的に2006年以降、約3万1,000校のうち約300校のみが自治体に移譲されるという極めて限定的な実施に留まっている。また、地域的な偏りもあり、学校の移譲が全く行われなかった県がある一方で、同じ行政区(tambon)内に教育省(地方教育区事務所)管轄の初等学校とタムボン自治体管轄の初等学校が併存する事例、郡内の中等学校すべてが県自治体管轄になった事例もある。つまり、学校の管理運営は、地方行政ラインと地方自治ラインの間で業務の種類や学校の立地に基づいて分担されるのではなく、学校単位で分担される結果になったのである。

本稿では、タイの分権化政策において特に議論をよんだ初等・中等教育行政に焦点をあて、1)自治体への学校の移譲に関する政策が学校現場でどのように解釈され、アクター間のどのような利害関係を生み、政策の実効性が縮小していったのか、2)移譲された学校はどのような動機に基づいて自治体への移譲に応じ、短期的に学校改善にどのような影響があるのかについて分析する。最後に、地方行政と地方自治の併存構造を残し、「分散型」

図ー1：初等・中等教育行政における「移譲型」分権化と「分散型」分権化



筆者作成

と「移譲型」を組み合わせた分権化は、初等・中等教育行政を包括的に捉えた場合、どのような意義と課題があるのかについて考察する。

2. 学校の移譲に関する政策縮小化の要因

まず、自治体への学校の移譲に関する政策の実効性が縮小していった過程を計画段階と実施段階に分けて概観し、その要因について分析する。

(1) 計画段階における阻害要因

「1999年地方分権推進法」に基づく2001年分権計画の策定過程では、当初、初等学校を学校が

立地するテーサバーンかタムボン自治体へ、中等学校を県自治体へ移譲するという案があった⁶⁾。しかし、教育省や教育改革事務所からの同意が得られず、教師団体の反対も、タムボン自治体への移譲に対する反対から自治体への移譲そのものに対する反対へと拡大していった。その結果、教育の実施に関する業務の移譲は、自治体の準備状況进行评估する査定に自治体を通ったときとされ、2004年に出された自治体の準備状況の査定に関する教育省令や通達では、自治体の歳入、教育の実施経験に応じて移譲される学校規模や学校タイプが細かく規定されたことによって、実施は限定的なものになった[星井 2007:87-106]。この時期

の各教師団体の反対理由の要点は、1)自治体に学校の移譲を受ける準備ができておらず、教育の実施や管理運営の能力が充分でないこと、2)自治体への学校の移譲が教育制度の統一性や有効性に影響を与えること、3)自治体への移譲によって教師が職業上の将来性や安定性、社会的地位が損なわれると考えていることに整理される [Surapon 2001]。

また、現在農村部にある機会拡大校を含む初等学校（「機会拡大校」については後述）の多くは1966年から1980年に県自治体管轄であったが、教師団体の反対の背景として、その時代に冷遇されていたという苦い記憶が教師にあること、タムボン自治体議員の大半が初等教育修了かそれ以下の学歴で、議員には教育政策の判断はできないのではないかと、またタムボン自治体助役の等級が校長の等級より低いことが対立を招くのではないかと教師が考えていることを指摘する論説もある [Bangkok Post 紙 (2000年12月10日)]。また、自治体と地方教育区事務所を比較し、首長や議員が選挙で選ばれることから自治体は政治的関与や利益重視の傾向があり、反対に地方教育区事務所は政治的関与が少ないと考える学校管理職（校長や副校長）もいる [星井 2007:87-106]。このような教師の持つ心理的な抵抗感も反対運動を後押ししている。

その後も教師団体の反対は政策過程が進むにつれ高まり、それに政府が対応したことが政策の実施を遅らせ、実効性を縮小していった。初年度である2006年度に移譲する学校数は、県自治体3校以下、教育実施経験のあるテーサバーンやパッターヤー特別市2校以下、教育実施経験のないテーサバーンやタムボン自治体1校以下と制限され、

それぞれの学校が自治体への移譲を希望するかどうかは、学校管理職と教師、学校委員会がそれぞれ会議をした結果としての学校の意思に基づくことが承認されるに至った。さらに、在籍する教師も学校の移譲に伴って自動的に自治体に移るのではなく、自治体へ移る、教育省管轄の他校への異動、教育省からの出向扱いで学校に残る、早期退職という選択肢が与えられた。このように、自治体の準備状況に応じた移譲という当初の条件に加え、教師団体の反対に呼応して、初年度に移譲される学校数が限定され、学校や教師が移譲に応じることが任意となったことによって、政策の実効性はさらに縮小していったのである。

教育審議会事務局は、このような自治体への学校の移譲の阻害要因について、以下の点を挙げており [Office of the Education Council 2007: a-n]、政策遂行力の問題に加え、学校管理職や教師の反応が阻害要因として働いたことがわかる。

- ・政治の側に、教育分野の業務の移譲に対する確固とした意図がない。
- ・教育省が真の分権化を目指していない。
- ・一部の学校管理職が自分の地位に固執し、権限が失われることを恐れている。
- ・学校管理職や教師が自分よりも学歴や職位の低い自治体の管理職の監督・指揮下に入ることを望まない。
- ・自治体が教育に配分する財政的能力や準備状況、自治体管理職の教育行政に関する知識・能力に学校管理職や教師が満足していない。
- ・教師が職業としての将来性や福利厚生・便益に不確実性を感じている。
- ・自治体への移譲の原則や実施方法について各方面の共通理解を得るための広報が充分でない。

- ・学校管理職や教師と自治体の管理職が心を開いて協議し、共に課題解決をはかるためのシステムがない。

また、自治体への移譲に対する反対運動は初等学校を中心としていたが、一部の中等学校は県自治体と連携し、部分的に自治体への移譲を促進した。他の教師団体が反対運動をする中、2005年11月に県自治体協会、中等学校管理職協会、中等学校の教師連合の3者は、全国約2,700校の中等学校のうち70%が県自治体への移譲に賛成し、東北部3県の中等学校すべてが県自治体への移譲に応じる準備ができていると発表している⁷⁾。このように中等学校が自治体への移譲に応じた動機については、学校への聞き取り調査を元に後述する。

(2) 実施段階における阻害要因

このような計画段階を経て、自治体への学校の移譲の実施段階では、開始年の2006年に全国で587の自治体から2,120校の移譲申請があったが、自治体の種類別にみると、申請したのは50の県自治体(全体の約70%)、263のテーサバーン(全体の約20%)、274のタムボン自治体(全体の約4%)で、すべての自治体が移譲を受けることを希望したわけではなかった。このうち、自治体が査定に通り、且つ学校が移譲に応じたのは376校であった。さらに、初年度に移譲する「第一リスト」86校、その他の「第二リスト」292校に分けられた⁸⁾。また、自治体に移譲を受けることを希望する学校数が30校以上あった地方教育区8区のうち6区は東北部であり、全く移譲を受ける希望がなかった地方教育区15区のうち10区は北部から西部という地域差も見られた⁹⁾。

実施段階においても、教育省と分権委員会¹⁰⁾、地方教育区事務所と移譲を希望する学校・教師などのアクター間の利害関係が生まれたことによって、実際に移譲される学校数は減少していった。初等・中等教育行政の統合以降、教育省や地方教育区事務所が主導する各種の学校改善・教育改善プロジェクトの中核となり他校への支援を担っていたのは、県や郡の中心にある中・大規模の中等学校である。これらの学校が自治体に移譲されれば、教育省や地方教育区、教育省(地方教育区事務所)管轄の他校にも影響が出る。

2006年6月5日の分権委員会の会議では、教育省側は、自治体への移譲の決定後に学校や教師の意思が変わったケースがあり再度意思確認する必要があること、中等学校の移譲の希望が多すぎる県自治体があること、また、大規模校が移譲される場合、他校への支援機能を別の学校に代替させる必要があることなどから、すぐには移譲に応じられないと説明している¹¹⁾。また、2007年12月3日の分権委員会の会議では、教育省が一部の学校の移譲を保留にしていることについて、中等学校教師団体と県自治体から申し立てがあったことも報告されている。これは、学校の移譲に賛成であった教師の意思が変わり賛成する教師が半数以下になっている場合や同じ県や郡にある同じタイプの学校が既に移譲されている場合に移譲を保留にしたり、後付けで移譲の対象とならないタイプの学校に指定したりしているというものである¹²⁾。

また、分権委員会は、2006年から2007年に移譲された「第一リスト」の64校を対象に追跡調査を実施しているが、その報告書では、学校が移譲されても自分が自治体へ移ることを希望しない教師が多かった理由として、自治体へ移ることを希

望しなければ教師が自分の出身地に異動できる可能性が生まれたことを挙げている。また、給与・職能給は自治体の自己歳入ではなく政府補助金から支出されるため、自治体に移っても教師の待遇や福利厚生は変わらないのだが、その情報が教師に充分伝わっていなかったことも挙げている [Office of the National Decentralization Committee 発表年不明:7-8]。

以上のように、計画段階においては、自治体の財政的・技術的能力の問題に関する議論、及び教師の待遇への不安や心理的な抵抗感が移譲の対象となる学校数を限定的にしていった。また、学校や教師が移譲に応じるかを任意とした結果、実施段階では地方行政ラインと地方自治ラインの間で利害関係が生まれ、実際に移譲される学校数はさらに少なくなったのである。

3. 自治体への移譲に応じた学校の動機

では、このような政策環境の中で自治体へ移譲された学校は、どのような動機に基づいて移譲に応じたのだろうか。以下、自治体へ移譲された学校数が多い東北部 S 県を事例として、「機会拡大校」と「中等学校」への聞き取り調査や質問票調査（2008年9、10月に実施）をもとに考察する。

「機会拡大校 (roongrian khayaai ookaat)」とは、1990年代以降、中等学校がない地域への前期中等教育の普及のため、従来の初等教育6年に前期中等教育3年を付加した初等学校、つまり初等教育行政の中に位置付けられてきた学校で、多くは就学前教育も提供している。「中等学校 (roongrian matthayom suksaa)」とは、前期中等教育3年や

後期中等教育3年を提供している学校で、中等教育行政の中に位置付けられてきた学校である。

(1) 財政的支援への期待

教師団体による反対運動では自治体の財政的能力の問題が指摘されていたが、移譲された学校は、逆に自治体へ移譲されることによって財政的支援が増え、学校改善が進むと判断している。

調査を実施した2008年時点では、初等・中等学校とも授業料の徴収は基本的になく、生徒の人頭割の政府補助金に加え、貧困家庭の生徒の基礎必需品費が配分されており、これらの総額が学校予算の基盤となっている¹³⁾。別途、校舎建設・教室整備費が申請できるが、教育省(地方教育区事務所)管轄の学校では、学校数が多いために実際に承認される確率は低く、さらに初等・中等教育行政が統合されてからは、初等学校の整備が優先されがちで、中等学校に配分されることは少ない。しかし、自治体へ移譲された学校では、移譲されても教育省(地方教育区事務所)管轄時と同じ基準で政府補助金が配分されることに加え、自治体や自治体を指導する内務省地方自治振興局から、校舎建設・教室整備費が支出されている。

県自治体 S は、2008年時点で県内の4つの地方教育区事務所管轄の39校(中等学校35校、機会拡大校2校、初等学校2校)の移譲を受けている。同自治体の教育・宗教・文化部には、職員と雇員をあわせて17名がおり、同部の部長が、以前は教育省(地方教育区事務所)管轄の中等学校の校長で、校長の中でもリーダー格であったため、特に中等学校の支持を得て移譲が進んだといわれている。

2007年10月に県自治体Sに移譲されたPNS校は、県の中心から約20キロ離れたところにあり、就学前教育から前期中等教育3年までを提供する生徒数約360名の機会拡大校で、2009年度から中等教育4年の生徒を受け入れる計画もある。校長は、移譲に応じた理由として、以下の点を挙げており、近年の改革による自治体の変化や学校への財政的支援に期待していることがわかる。

- ・自治体では首長が4年ごとに選挙で変わるといっても、方針や計画が決まっていれば問題はなく、予算が多ければ学校が改善できることが多くなる。但し、地方教育区事務所を批判するつもりはなく、地方教育区事務所は管轄する学校数が多いので、支援が行き渡らないのは仕方がない。
 - ・地域住民の職業は農業と日雇いの仕事で、降雨量が少なく経済状況もよくないので、学校への寄付はほとんどない。両親が出稼ぎに行っているため、祖父母と暮らしている生徒の割合は約80%である。よって、住民に支援を依頼して、経済的な負担をかけたくないし、県自治体が住民や保護者に財政的負担を求めない方針であることも、移譲を希望した理由のひとつである。
 - ・初等学校(機会拡大校を含む)教師の多くが移譲を希望しないのは、学校が県自治体管轄であった時代(1966~1980年)に、教師が自治体職員に使われ、自治体から学校への介入があったことが再び起こるのではないかと思うからである。しかし、そのような教師は、法律をよく勉強しておらず、現在の県自治体が当時と同じではないことを理解していない。
- ・教育省以外の省も教育の提供をするべきで、そうすれば競争がおきて、教育は改善される。今はまだ、成果が目に見えていないかもしれないが、4、5年すれば、自治体管轄の学校のほうがよくなるはずである。

また、S県で学校の移譲を受けた2つのタムボン自治体のうち、タムボン自治体Nは2006年10月にBNM校の移譲を受けている。同校は就学前教育から初等教育6年までを提供していたが、2008年度より前期中等教育を開始した。同自治体の区域内には、BNM校以外に教育省(地方教育区事務所)管轄の初等学校6校と中学校1校があるが、同自治体には教育担当者が1名いるだけで、すべての学校を受け入れられる体制ではないので、1校だけの移譲を受けた。移譲されれば学校予算が増え生徒が得られるものが多いことから学校側が同意したこと、及び同自治体首長とBNM校の校長が親戚関係で相互理解が得られたことが移譲のきっかけとなった。このように、学校が自治体への移譲に応じる場合、特に保護者や地域社会からの財政的支援を受けることが難しい地域では、財政的支援への期待が大きい。

(2) 初等・中等教育行政の統合に対する不満足感

中学校の場合は、初等・中等教育行政の統合に対する不満足感も自治体への移譲に応じる動機になっている。2007年12月に県自治体Sに移譲されたPWB校は、県の中心から約60キロ離れたところにあり、前期中等教育3年と後期中等教育3年を提供する生徒数約800名の中学校である。保護者は当初、学校が県自治体に移譲されると、費用負担が生じるのではないかと思っていたが、

これまで同様無償で、寄付の必要もないと学校が説明した結果、2008年度入学者が例年より約50名増えたとのことである。

同校の校長は、県自治体への移譲に応じた理由として、以下の点を挙げている。

- ・中等学校は世界基準に達するような生徒、つまり「タイ人」ではなく「国際人」を育てようとしているのに、教育省（地方教育区事務所）管轄下では、初等・中等学校を含めた全体の質を均一にしようとするので、中等学校の質が低くなる。
- ・中等学校への校舎建設・教室整備費の配分はほとんどなく、その日暮らしの住民に寄付してもらうことは難しい。これも県自治体への移譲を希望した理由のひとつである。自治体は自治体の準備状況に応じて学校の移譲を受けるので、管轄校が急に増えることはなく、学校への支援も減らない。

また、2006年8月に県自治体Sに移譲された前期中等教育3年と後期中等教育3年を提供する生徒数約1,200名の中等学校PWK校校長の回答からも、初等・中等教育行政の統合に対する不満感が自治体への移譲の動機になっていることがわかる。

- ・（初等・中等教育行政が統合される2003年以前の）普通教育局管轄の時代が一番よかった。初等学校にとっても、当時のほうがよかったはずである。両方よかったのに、一緒になって悪くなった。普通教育局管轄のままであれば、県自治体への移譲は希望しなかった。（移譲に関して）重要であったのは、財政的支援が増えるということではなく、初等学校から「逃げる」と

いうことである。初等学校と一緒に、中等学校が初等学校に与えるばかりで得るものはない。

このような初等・中等教育行政の統合に対する中等学校の反応は、S県第一地方教育区、第三地方教育区内の機会拡大校と中等学校の学校管理職に対し、地方教育区事務所下での地方行政(2003年以降)とそれ以前の初等・中等教育行政が別々であった時期の地方行政(2003年以前)を比較してどちらがよいかについて質問票調査を行った結果からもわかる(図-2、図-3)。11項目すべてにおいて中等学校は、地方教育区事務所下の地方行政に対し、機会拡大校よりも評価が低い。特に、7割以上の機会拡大校が地方教育区事務所下で、「学校に配分される予算額」や「学校における予算管理の自由度」、「機会の少ない生徒(貧困家庭の生徒や障害のある生徒など)に対する支援」、「教師の職能開発の機会」がよくなったと感じているのに対し、8割以上の中等学校は、「教育段階や科目に合った視学官の専門性」や「視学官の訪問頻度」、「学校に配分される予算額」について、旧制度のほうがよかったと感じている。

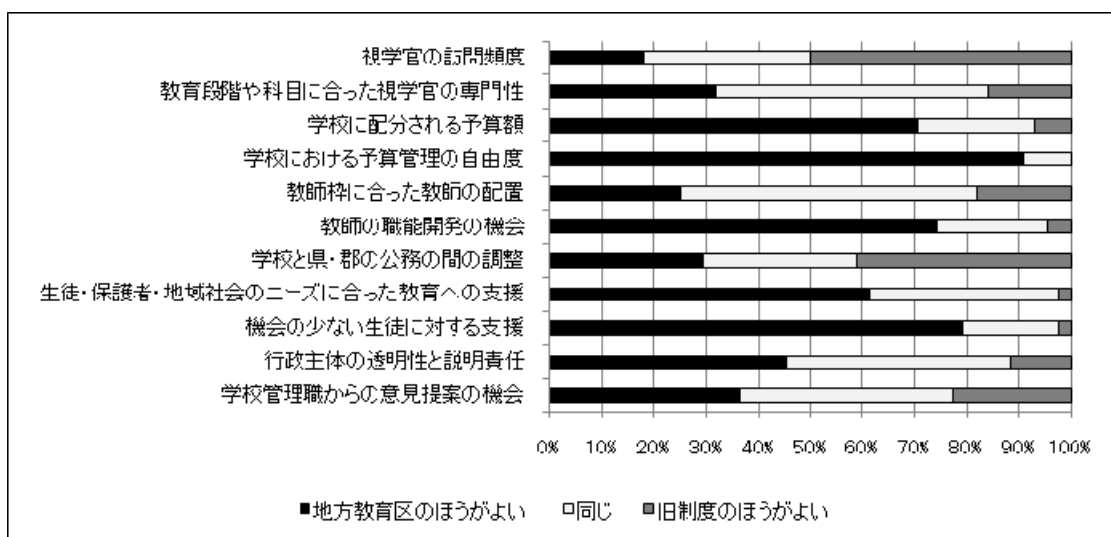
2003年以前の中等教育行政では、県だけでなく、全国を12区分した「教育区(kheet kaansuksaa)」の事務所にも視学官が配置され、学校への巡回指導や研修など広域的な支援を行っていた。しかし、地方教育区設置に伴い視学官の配置も再編され、中等教育専門の視学官の配置がほとんどない地方教育区もある。また、中・大規模の中等学校は初等学校への支援をする役割も担うようになったため、それを負担に感じる声もある。このように、部分的であれ自治体への中等学校の移譲を促進した背景には、現行の地方教育行政における中等教

育に特化した支援の低下があることがわかる。但し、これらの反応には実質的な支援の低下に加え、中等学校管理職・教師と機会拡大校を含む初等学校管理職・教師の間に、過去の別々の行政構造の中で形成されてきた組織文化の違いがあり、それが心理的に協力関係を築きにくい一因になっていることも含めて考える必要はある。

この他にも、地方教育区事務所に設けられている教職員小委員会(khana anukhamakaan khaaratchakaan khruu lae bukkhalaakon thaang kaansuksaa)の教員代表枠や有識者枠の多くを初等学校教員が占めた結果、初等学校教員

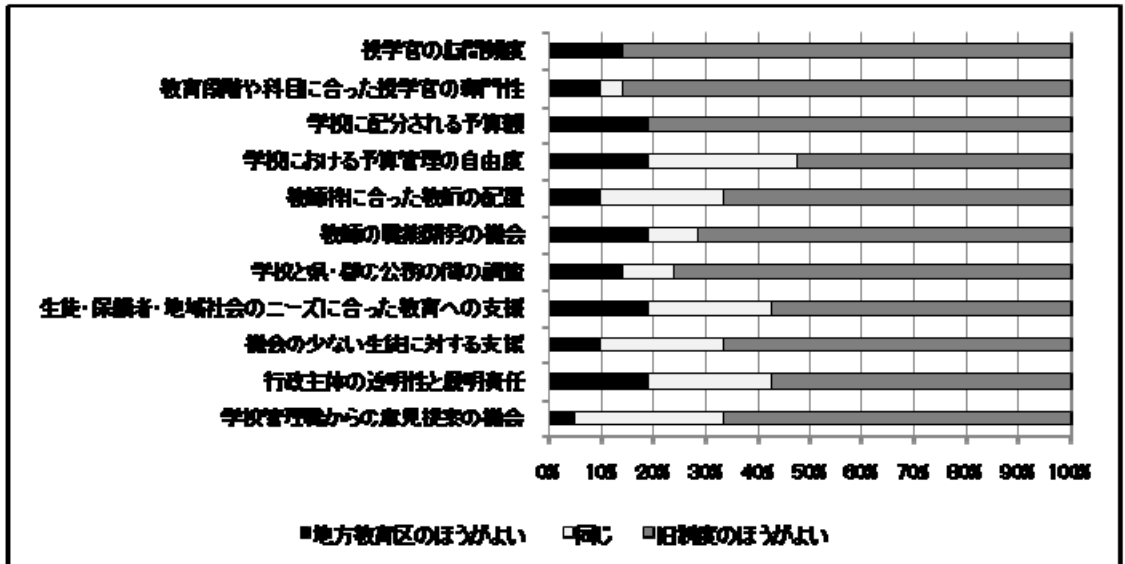
の人事が優先され、中等学校の校長職に初等学校の校長・副校長・教員を推す動きが顕在化し、中等学校の校長に地位上の不安を感じさせたことも[船津 2008:179-193]、現行の初等・中等教育の統合に対する不満感に繋がり、後に初等・中等学校教師のバランスに配慮した構成になるよう教職員小委員会の制度が変更されている。このように、地方行政ラインの「分散型」分権化による変化や課題が、政策環境として地方自治ラインにおける「移譲型」分権化の進展にも影響を与えている。

図－２：地方教育区と旧制度の比較（機会拡大校学校管理職の回答）



S 県第一・第三地方教育区の機会拡大校（全数）に対する質問票調査より（2008年9・10月、発送数：115、有効な回答 44）

図-3：地方教育区と旧制度の比較（中等学校学校管理職の回答）



S 県第一・第三地方教育区の中等学校（全数）に対する質問票調査より（2008年9・10月、発送数：43、有効な回答 21）

4. 自治体への学校の移譲による変化

(1) 学校に対する支援の変化

では、少ないながらも自治体へ移譲された学校では、教育省（地方教育区事務所）管轄時と較べて、学校への支援はどう変化したのだろうか。

教育行政は、財政的支援や教師の配置を通じて学校の管理運営のための条件を整備したり、教師の職能開発や専門的な助言を通じて教育改善を支援したりする指導行政としての役割を持っている。S 県第一・第三地方教育区から県自治体かタムボン自治体へ移譲された機会拡大校 3 校と中等学校 10 校に対し、指導行政としての役割に関する 11 項目に関し、自治体と地方教育区事務所のどちらの支援がよいかについて質問票調査を行った結果、機会拡大校 2 校と中等学校 6 校の回答が得られた（表-1）。過半数の学校が自治体のほうがよいと回

答したのは、「学校に配分される予算額」「教師枠に合った教師の配置」「教師の職能開発の機会」「生徒・保護者・地域社会のニーズに合った教育への支援」「機会の少ない生徒に対する支援」である。反対に、過半数の学校が地方教育区事務所のほうがよいと回答したのは、「教育段階や科目にあった視学官の専門性」「学校における予算管理の自由度」である。

県自治体に移譲された PNS 校は、2007 年 10 月に入って移譲されたので、2008 予算年度（2007 年 10 月 1 日～2008 年 9 月 30 日）はまだ教育省予算で管理運営されているが、移譲後に、県自治体から理科室、コンピュータ室、語学実習室等の整備に対し、約 70 万パーツの支援を受けている。そして、自治体から予算配分を受ける 2009 予算年度（2008 年 10 月 1 日～2009 年 9 月 30 日）は、教育省（地方教育区事務所）管轄時と比較した増

額分が約 100 万バーツとなる¹⁴⁾。また、人頭割の政府補助金から支出していた学校の公共料金分は、別途県自治体から配分される。

2006 年 10 月にタムボン自治体 N に移譲された BNM 校は、2008 予算年度から自治体予算を受けており、同自治体が学校の看板、門、遊具を整備し、独自のデザインの制服や体操服を無償で提供している。また、ミニバンによる生徒の送迎サービスが始まり、就学前教育段階の子どもでも、雨の日でも、安全に通学できるようになった。その他、内務省地方自治振興局が 3 階建て校舎の建設、トイレ・実習室の整備に対する費用を支援している。

このように学校への財政的支援が増える一方で、予算管理における学校裁量権は少なくなっている。「自治体への移譲によってよかった点と課題は何か」という設問に関し、回答の得られた 8 校のうち機会拡大校 2 校と中等学校 2 校が、教育省(地方教育区事務所)管轄時よりも予算管理における学校裁量権が少なくなったことを課題として挙げている。県自治体 S は、2007 年 9 月に自治体首長から校長に移譲する権限に関する通達を出しているが、教育省令や財務省令関連の規則を根拠とする項目については、教育省(地方教育区事務所)管轄時とほぼ変わらない。しかし、校長の権限で支出できるのは、内務省規則に従い、自治体が管轄する機関に認められている 10 万バーツ以下の支出の決裁に限られている。

教師の配置については、学校が自治体に移譲されても教師が自治体に移ることを希望しない場合、その教師枠は教育省(地方教育区事務所)に残り、移譲された学校の教師枠が不足するため、代替する教師の配置の遅れが教師不足を招いていた

[Office of the National Decentralization Committee 発表年不明: 13-15]。しかし、2008 年時点で調査地では、内務省や教育省の人事枠を使って、自治体へ移譲された学校への教師配置が進められ、教師数はほぼ充足していた。県自治体に移譲された中等学校 PWB 校の場合、自治体に移ることを希望した教師は 5 名で、希望しなかった教師は 19 名であった。この 19 名は他校へ異動し、県自治体から 12 名の臨時教師の配置があり、県自治体に移譲された他の学校 2 校から、4 名の教師が応援に来ている。

教師の職能開発に関しては、教育省(地方教育区事務所)管轄時と同じか、寧ろよくなっていると教師が感じている。地方教育区事務所による教師研修は、教師数が多いため、教育省での研修を受けた地方教育区事務所の視学官が校長や教師に研修をする伝達型研修が多かったが、自治体管轄後は、自治体や内務省地方自治振興局が大学講師等による直接型研修を行っており、その交通費や登録料も自治体が負担している。また、校長対象の海外視察を行っている自治体もある。

しかし、教育課程面での専門的な助言を担う視学官の配置に関しては、自治体に視学官の人事枠はあるものの、視学官には修士号以上の学歴と一定の教師経験が求められるため、配置できない自治体が多い。中等学校 PWK 校の校長は、県自治体に移譲されて財政的支援や教師の配置が増えたことはよかったが、その他の点では県自治体は地方教育区事務所に及ばず、教育についてよく考えており、専門性や仕事の熟練度が高いのは地方教育区事務所であると述べた。

また、自治体側が学校の移譲を受ける動機として、県自治体 S の教育・宗教・文化部部长は、県

自治体が建設事業だけでなく、教育や文化も重視していることを住民に示せること、テーサバン・ムアンS 教育部部長は、移譲された学校で予算や教師が増え、よい教育が提供できるようになれば、住民へのサービス向上になることを挙げ、自治体が住民へのサービス向上や自治体のイメージ向上を意識していることは窺える。しかし、学校の移譲を受ける直接的なインセンティブはなく、財政面以外に自治体が教育省（地方教育区事務所）

管轄校との差別化を目指し、特色のある教育を提供しようとする取り組みはまだ観察できない。

このように、自治体に移譲された学校では、財政的支援や教師の配置を通じた学校の管理運営のための条件整備は進んでいる。しかし、教育課程面での専門的な助言が充分提供されているとはいえず、特色のある教育の提供や学校の自律性向上など、本来分権化に期待される効果や効率性を実現するには至っていない。

表－１：教育省（地方教育区）と自治体の比較（学校管理職の回答）

	機会拡大校		中等学校					
	A 校	B 校	C 校	D 校	E 校	F 校	G 校	H 校
1.視学官や自治体職員の訪問頻度	△	●	○	－	○	●	△	○
2.教育段階や科目に合った視学官の専門性	○	－	○	－	○	－	○	○
3.学校に配分される予算額	●	●	●	●	●	●	●	△
4.学校における予算管理の自由度	●	○	○	○	△	△	○	○
5.教師枠に合った教師の配置	●	●	●	●	●	●	●	●
6.教師の職能開発の機会	●	●	△	●	●	●	●	○
7.学校と県・郡の公務の間の調整	●	△	○	●	●	△	●	○
8.生徒・保護者・地域社会のニーズに合った教育への支援	●	●	●	●	●	△	●	△
9.機会の少ない生徒に対する支援	●	●	○	●	●	●	●	△
10.行政主体の透明性と説明責任	●	△	△	●	●	△	△	○
11.学校管理職からの意見提案の機会	●	△	○	●	△	△	●	△

●：自治体管轄のほうがよい、△：同じ、○：教育省(地方教育区事務所) 管轄のほうがよい、－：回答なし

A 校のみタムボン自治体管轄、その他は県自治体管轄。2 に関し、「－」は、自治体に視学官の配置がないので回答できないというもので、「○」は、自治体に視学官の配置がないので教育省（地方教育区事務所）管轄のほうがよいと回答したもので、－と○は実質的には同じ

(2) 公共サービスとしての公平性と効率性

では、地方行政ラインと地方自治ラインの初等・中等教育行政を包括的に捉えた場合、制度と

しての改善がみられるのだろうか。表-2 は、内務省地方自治振興局と教育省基礎教育委員会事務局の2008年度・2009年度予算における義務教育(初

等教育 6 年と前期中等教育 3 年)の校舎の建設・学校設備費として使われる部分を比較したものである。内務省地方自治振興局と教育省基礎教育委員会事務局の金額の比率は 2008 年度予算 1 対 1.2、2009 年度予算 1 対 1.7 であるが、管轄する学校数の比を約 1 対 25 と考えると¹⁵⁾、1 校あたりの校舎の建設・学校設備費は、教育省(地方教育区事務所)管轄の学校よりも、自治体管轄の学校が内務省を通じて受ける額のほうが圧倒的に多いことになる。これは当初の計画どおりに学校の移譲が進まなかった結果とも考えられるが、学校数の少ない自治体管轄校に逆に手厚いという状況を生んでいる。

また、自治体はこれまで自治体域内の子どもや青年への支援として、教育省(地方教育区事務所)管轄の学校や生徒に対して支援を行ってきた。学校の移譲を全く受けていない西部の県自治体 T の場合、学校からの申請に応じて、2007 予算年度には、語学実習室、理科室などの教室整備支援、コンピュータ・楽器の配布、教科・スポーツ・芸術などの学校間の大会への支援などを行っている。同じく学校の移譲を全く受けていない同県内のタムボン自治体 M は、学校からの申請に応じて、図書室の本、スポーツ用具、奨学金などの支援をしている¹⁶⁾。しかし、以前から管轄していた学校 3 校に加え、新たに 4 校の移譲を受けた東北部のテーサバーン・ムアン S は、今後はこの 7 校を中心に支援し、域内にある教育省(地方教育区事務所)管轄の学校に対してはあまり支援できなくなると述べた。このように、自治体が学校の移譲を受け

ば、管轄校への支援を重視するため、教育省(地方教育区事務所)管轄の学校への支援は減る。

また、自治体が教育省(地方教育区事務所)管轄の学校への支援をすること自体が内容によっては問題があるという指摘もある。2008 年 1 月に発表された子どもや青年に対する全国 76 県の自治体の投資予算に関する調査では、テーサバーンでは増加しているが、すべての県自治体やタムボン自治体で減少しているという結果であった。その原因として、自治体への学校の移譲や会計監査官事務局の指摘によって教育省(地方教育区事務所)管轄校への支援をやめた自治体があることを挙げている。会計監査官事務局の指摘とは、自治体が教育省(地方教育区事務所)管轄の学校に対して、臨時教師の雇用、教材購入、学校の活動やプロジェクトに支出するのは支出費目として正しくないというものである。結果として、子どもや青年の支援のための政府予算が全体としては不十分ではないにもかかわらず、複数の省がそれぞれの役割に応じてばらばらに支出することで混乱がおき、子どもや青年が受けるべき支援を享受していないと指摘されている¹⁷⁾。

このように、地方行政ラインと地方自治ラインで管轄する学校数の違い、学校の移譲を受けた自治体が管轄校を優先して支援すること、監査上の問題から自治体が教育省(地方教育区事務所)管轄の学校への支援を差し控えることによって、短期的であれ、自治体管轄の学校のほうが教育省(地方教育区)管轄の学校に比べ財政的に有利な状況が生まれている。

表－２：校舎の建設や学校設備等に使われる予算の比較

		2009 予算年度	2008 予算年度
教育省基礎教育委員会 事務局予算のうち、義務 教育に関する耐久財・土 地・建設費	1 宿舍等の建設費(1,000 万 B 以下)	13,852,000	16,758,000
	2 校舎や建物の建設費	1,966,412,000	2,320,609,800
	・うち 1,000 万 B 以下の校舎や建物の建設費	1,293,782,800	1,415,293,700
	・その他	672,629,200	905,316,100
	3 運動場や建物の建設費	35,037,800	42,145,700
	4 校舎や建物の修繕費	370,000,000	6,241,800
	5 その他	511,889,400	636,156,300
	計	2,897,191,200	3,021,911,600
内務省地方自治振興局 予算のうち、義務教育に 関する建設・耐久財費	義務教育補助金(1,000 万 B 以下の建設費)	1,517,773,000	1,967,437,000
	義務教育補助金(100 万 B 以下の耐久財)	164,280,000	659,653,000
	計	1,682,053,000	2,627,090,000

予算局 (Bureau of the Budget) ウェブサイト (<http://www.bb.go.th/bbhome/index.asp>) 「仏暦 2552 (2009 年) 予算年度
予算法の内訳」 「仏暦 2551 年(2008 年) 予算年度予算法の内訳」 より該当部分を抜粋して作成 (2009 年 1 月アクセス)

5. おわりに：「分散型」と「移譲型」を組み合わせた分権化の意義と課題

以上のように、自治体への学校の移譲の計画段階においては、自治体の教育に関する財政的・技術的能力の問題に関する議論、及び教師の待遇への不安や心理的な抵抗感が移譲する学校数を限定的にしていた。また、学校や教師が移譲に応じるかを任意とした結果、実施段階では地方行政ラインと地方自治ラインの間で利害関係が生じ、移譲される学校数が減少し、政策の実効性はさらに縮小した。その一方で、財政的支援への期待や初等・中等教育の統合への不満足感から一部の学校は自治体への移譲に応じ、財政的支援や教師の配置を通じた学校の管理運営のための条件整備が進んでいる。しかし、教育課程面での専門的な助言

が充分提供されているとはいえず、特色のある教育の提供や学校における自律性の向上などはまだ観察できない。

最後に、地方行政と地方自治の併存構造を残し、「分散型」と「移譲型」を組み合わせた分権化の意義と課題について考察したい。まず、意義として、教育の質の保証を上げることができる。学校の新設や移譲は、自治体の準備状況が整っていると評価された場合に実施され、生徒の人頭割の政府補助金による自治体管轄校への財政的な保証がされていることに加え、基礎教育カリキュラムや学校の外部評価制度は、教育省（地方教育区事務所）管轄校だけでなく、自治体管轄校も含めて適用されている。また、地方教育区事務所では、教育省（地方教育区事務所）管轄校だけでなく、さ

まざまな主体による教育の実施に対する調整や支援も業務の一部であり、自治体へ移譲された学校への関与は相対的に減るものの、全くなくなるわけではない。このように地方行政ラインと地方自治ラインの接点を残すことで、自治体の財政的・技術的能力の違いが学校間格差を生む可能性がある程度軽減している。

その一方で、課題としては、学校の管理運営が地方行政ラインと地方自治ラインの間で、業務の種類や学校の立地に基づいて分担されるのではなく、学校単位で分担されている結果、短期的であれ財政的支援の不均衡を生んでいるということである。また、自治体に移譲された学校の印刷物には、自校の名称が「〇〇自治体〇〇校」ではなく、「内務省地方自治振興局〇〇自治体〇〇校」と書いてあることがあり、自治体の管轄になったというよりも、教育省から内務省への「移管」だという学校の意識がみられる。つまり、併存構造をもつタイ行政において、自治体への学校の移譲は、中央から地方への権限移譲、或いは自治体が自律して学校を管理運営する能力を備えたというより、地方行政ラインと地方自治ラインの間の財政的配分の変更に応じて、一部の学校が移動したことなのである。

また、教育省(地方教育区事務所)管轄の学校は、地理的隣接性を活かして、学校間のネットワークを形成し、学校間の相互支援、施設の共有、生徒活動の共同開催による学校改善や教育改善を図ってきた。自治体管轄の学校の間にも類似の学校間の関係はある。しかし、同じ行政区に管轄の異なる学校が併存する場合は、学校間の競争が学校改善に繋がる可能性がある反面、行政主体にとっては管理上効率的ではない。

このように、形態としては「分散型」分権化よりも分権化の程度が進んでいると考えられる「移譲型」分権化が、タイの教育行政においては必ずしも分権化に期待される効果や効率性を生んでいるわけではない。また、特色のある教育の提供や地域のニーズへの対応という点では、「分散型」分権化に自治体代表や住民代表などの参加による委員会制を組み合わせ、学校裁量権を拡大することによっても実現可能で、それらは「移譲型」分権化のほうがより発現するというものではない。「移譲型」分権化が分権化に期待される効果や効率性を実現させるには、自治体の自己歳入や能力の向上に加え、住民から自治体への要求の高まりや自治体から住民への説明責任の向上が学校改善や教育改善に繋がるような、真の地方自治の成熟を待たなければならないのである。

【注】

¹⁾ 自治体には、広域自治体「県自治体(onkaan borihaan suan changwat)」、都市部の基礎自治体「テーサバーン(theesabaan)」(人口や立地によってテーサバーン・ナコン、テーサバーン・ムアン、テーサバーン・タムボンに分かれる)、農村部の基礎自治体「タムボン自治体(onkaan borihaan suan tambon)」がある。特別自治体には、パッタヤー特別市、バンコク都がある。

²⁾ タイの教育分野や保健分野の改革は「分散型」分権化にみられる垂直的關係と「参加」の枠組みにみられる水平的關係から説明されることが多い。船津[2008]は、局による「専門的指導性」の維持と委員会制による「民衆統制」の原理をめぐるアクター間の対立關係から、1990年代以降の教育改革過程を説明している。保健分野では、30 パーツ医療制度下の地域保健医療制度に関し、桑島[2006]は、保健省から県保健局や郡病院への「分散化」と県運営委員会への自治体代表・病院代表・住民等の「参加」を「もうひとつの分権化」と述べ、河森[2008]は、郡病院から保健所への「統制」的志向性と自治体代表や住民による「参加」という「分権」的志向性から同制度を説明している。

³⁾ kheet phuunthii kaansuksaa は「教育地区」と訳されることが多いが、本稿では、船津[2008]に倣って「地方教育区」とした。「地区」は特定の目的のために区切られた一定の地域、「区」は行政上の区画の意（明鏡国語辞典）であることから「区」を適用し、「教育区（2003年以前の全国12の広域的区分）」とも区別するため。県は1～5の地方教育区に分けられ、複数の郡が1つの地方教育区を構成し、地方教育区事務所は約200校を管轄する[Office of the Education Council 2004:43]。なお、現制度に対する中等学校関係者の反対が強く、2008年9月の教育審議会事務局の会議で、中等教育だけを管理する地方教育区を設けることが承認され、1年以内に法律の改正を終えることになっている（Thai Rat 紙 2008年9月19日）。地方教育区設置以前は、初等教育行政は教育省（初等教育委員会事務局）一県初等教育委員会事務所一郡初等教育委員会事務所一学校という構造になっており、中等教育行政は教育省（普通教育局）一県普通教育事務所一学校という構造と広域的な教育区単位の視学制度があった。

⁴⁾ [Office of the Education Council 2006a:67]と[Office of the Education Council 2006b:121]より算出。

⁵⁾ 2005年に4つのテーサバーン・タムボンと2つのタムボン自治体に学校の新設が認められたが、いずれも幼稚園（就学前教育）か保育所の新設で[Office of the Education Council 2007:65-67]、初等・中等学校の新設の事例はまだない。

⁶⁾ Bangkok Post 紙（2000年12月10日）では、初等学校すべてをタムボン自治体へ、中等学校を一定の割合で県自治体かテーサバーンへ移譲するという案もあったことが記載されている。

⁷⁾ Sayaam Rat 紙 19208号（2005年11月28日）と Matchon 紙（週刊）1320号（2005年12月2日）より。Matchon 紙は100%というのは事実ではなく、一部の中等学校管理職が賛成しているに過ぎないとも述べている。

⁸⁾ 2006年第3回分権委員会会議（2006年6月5日）の議事録と[Office of the National Decentralization Committee 発表年不明:1]（分権委員会の旧ウェブサイト <http://www.dloc.opm.go.th>）より。前者の資料では自治体が査定を通り、且つ学校が移譲に応じたのは376校だが、後者の資料では378校。

⁹⁾ Khom Chat Luk 紙 1566号（2006年2月1日）に挙げられた地方教育区名を地域別に分類した。

¹⁰⁾ 分権委員会（Khana Khammakaan Kaan Kracai Amnat Hai Kae Ongkon Pokkhrong Suan Thoongthin）は、自治体への移譲に関する計画の策定や推進のために、「1999年地方分権推進法」第6条に基づいて設置された委員会で、委員長1名（首相または副首相）、中央政府関係者11名、自治体代表12名、有識者12名で構成され、中央政府関係者の中には、教育省事務次官も含まれる。

¹¹⁾ 2006年第3回分権委員会会議（2006年6月5日）の議事録（分権委員会の旧ウェブサイト <http://www.dloc.opm.go.th>）における教育省事務次官や基礎教育委員会事務局政策計画室長の発言より。

¹²⁾ 2007年第6回分権委員会会議（2007年12月3日）の議事録（分権委員会の旧ウェブサイト <http://www.dloc.opm.go.th>）より。東北部の一部の県では、学校の移譲の希望も多かったが、このような移譲を保留にする例も見られ、移譲をめぐる対立関係が色濃かったことが窺える。

¹³⁾ 2008予算年度の場合、生徒の人頭割の政府補助金は、就学前教育1,700パーツ、初等教育1,900パーツ、前期中等教育3,500パーツ、後期中等教育3,800パーツで、教材・教科書・文房具・交通費・講師謝金・公共料金・教具修理費に支出される。また、学校が提出した貧困家庭の生徒数のうち一定の割合の生徒数分の基礎必需品費として、初等教育460パーツ、中等教育2,500パーツが付加され、教科書・制服・文房具・給食に支出される。その他、教育省（地方教育区事務所）管轄の学校も自治体管轄の学校も、自治体経由で給食・補助食（牛乳）の費用が配分されており、これは教育省から自治体への移譲業務のひとつである。

¹⁴⁾ 「PNS校2009予算年度計画」より算出。

¹⁵⁾ 以前から自治体に管轄されていた学校が955校、移譲された学校が約300校であることから、自治体管轄校を約1,255校、教育省（地方教育区事務所）管轄校を約3万1,000校として、算出した。

¹⁶⁾ 県自治体Tの2007年事業報告書とタムボン自治体Mでの聞き取り（2008年8月）より。

¹⁷⁾ Child Watch の76県内の自治体の調査結果。この調査結果はチュラロンコン大とユニセフによる25県の量的調査、9県の質的調査の結果とも一致すること。Matchon 紙オンライン（2008年1月28日）より。

【引用文献】

- 河森正人 2008.「いわゆる 30 パーツ医療制度下における地域保健医療制度改革-その「統制」的志向と「分権」的志向をめぐって-」『タイ研究』No.8
- 桑島京子 2006.「タイの保健セクター改革とガバナンス」『アジアのガバナンス』下村恭民編著、有斐閣
- 永井史男 2008.「地方分権改革-『合理化なき近代化』の帰結」『タイ政治・行政の変革』玉田芳史・船津鶴代編、アジア経済研究所
- 船津鶴代 2008.「教育制度改革-『教育』の改革から『教育省』改革へ-」『タイ政治・行政の変革』玉田芳史・船津鶴代編、アジア経済研究所
- 星井直子 2007.「タイにおける地方自治体への学校の移管をめぐる議論と制度設計-地方自治体のレディネスや学校のニーズを中心に-」『比較教育学研究』第 35 号
- Fiske, Edward B 1996. *Decentralization of Education : Politics and Consensus*, The World Bank, Washington, D.C.
- Office of the Education Council 2004. *Education in Thailand 2004*, Bangkok
- 2006a. *Sathiti Kaansuksaa Khong Pratheet Thai Pii Kaansuksaa 2548*, Bangkok (2005 年度タイ国教育統計: タイ語)
- 2006b. *Education in Thailand 2005/2006*, Bangkok
- 2007. “Raaingaan Phonngaan Wicai Ruang Kaan Wicai Phua Phatanaa Nayobaai Songsoem Kaan Cat Kaansuksaa Khong Ongkon Pokkhrong Suan Thongthin” (自治体の教育実施を推進する方針を發展させるための研究に関する研究成果報告: タイ語) ,Bangkok
- Office of the National Decentralization Committee. 発表年不明 “Sarup Phon Khrongkaan Triam Phrom Lae Tittaam Kaan Thaaai Oon Sathaan Suksaa Hai Kae Ongkon Pokkhrong Suan Thongthin Pii Kaansuksaa 2549” (仏暦 2549 年 (2006 年) 自治体への学校の移譲の準備と追跡調査プロジェクト成果総括: タイ語) (分権委員会旧ホームページ <http://www.dloc.opm.go.th>, 2008 年アクセス)
- Rondinelli, Dennis A. and Cheema, G. Shabbir. 1983 “Implementing Decentralization Policies: An Introduction”, *Decentralization and Development*, SACE Publications, California
- Surapon Nitikraipot 2001. “Panhaa Lae Khoo Thetcing Nai Kaan Oon Amnaat Cat Kaansuksaa Hai Kae Ongkon Pokkhrong Suan Thongthin” (自治体への教育実施の権限移譲における課題と実際: タイ語) (Public Law Net 2001 年 3 月 1 日掲載)

(新聞)

Bangkok Post 紙、Khom Chat Luk 紙、Matchon 紙、Sayaam Rat 紙、Thai Rat 紙

(ウェブサイト)

Bureau of the Budget <http://www.bb.go.th/bbhome/index.asp>

Office of the National Decentralization Committee

<http://www.dloc.opm.go.th> (旧)

Public Law Net <http://www.pub-law.net/index.html>